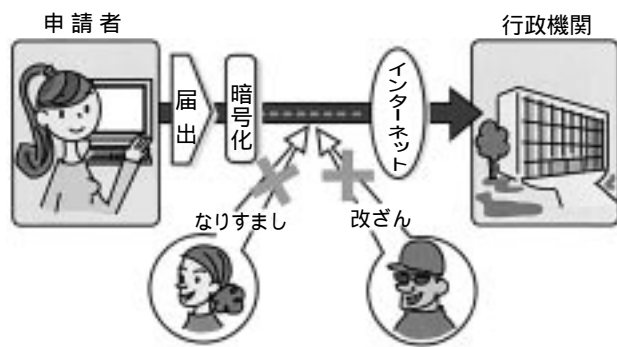


公的個人認証サービスが 1月29日から始まりました

公的個人認証サービスとは...

情報通信の飛躍的な発展を背景として、国や地方公共団体の行政機関に対して自宅のパソコンからインターネットを通じて申請や届出を行える電子政府・電子自治体の取り組みが進められています。

公的個人認証サービスとは、このような電子申請に対して「申請者の成りすまし」や「申請内容の改ざん」などを防ぐため、都道府県知事が電子証明書を発行します。



電子証明書とは...

電子証明書とは、都道府県知事が申請者の住所・氏名・性別・生年月日などを証明したものです。

この電子証明書と申請者が設定する暗証番号などがICカードに保存されます。

有効期間は3年で、住所、氏名などに変更があった場合は失効します。

申請にあたって...

電子証明書の発行を希望する方は、ICカード(注1)と運転免許証などの顔写真が添付されている身分証明書を持参し、お住まいの市町村窓口(注2)で申請手続を行います。なお、発行に係る手数料は次のとおりです。

平成16年3月31日までは 無料

平成16年4月1日からは 500円

(注1)一定の基準を満たさないICカードは利用できません。なお、住民基本台帳カードは利用できます。

(注2)住民基本台帳に記録されている市町村以外では申請できません。

公的個人認証サービスをご利用になるには

1 住民基本台帳カードなどのICカードを持って、市区町村役場へ行きます。

2 電子証明書発行申請書を提出し、写真付きの公的な身分証明書(免許証など)を提示します。

3 窓口に設置されている鍵ペア生成装置にICカードをセットし、画面の表示に従って電子証明書の発行に必要な鍵ペアを作成します。

4 窓口にICカードを提出し、電子証明書をICカードの中に記録します。

オンライン申請・届出のイメージ

インターネットで申請や届出をするためには、ICカードを読み取るICカードリーダーライター及び専用ソフトが必要です。専用ソフトは、電子証明書を発行する際に市町村窓口でお渡しいたします。

なお、ICカードリーダーライターは各自でご用意いただきますが、ICカードの種類によって使用できないこともありますので、購入の際は市町村窓口にお問い合わせください。

オンライン申請利用内容

次の行政機関で、電子申請が利用できます。詳しい手続方法はホームページが開設されていますので、ご確認ください。

また、その他にも利用できる手続がありますので、各行政機関のホームページをご覧ください。

今後、多くの行政手続が利用できるよう取り組まれていきます。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/index.html>

年金受給権者現況届、国民年金第3号被保険者資格取得、国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届、年金手帳再交付申請書など

国税庁ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

所得税・消費税・法人税の申告、全税目の納税、関連する申請・届出など

*道内の国税庁の手続きがオンラインで可能となるのは、平成16年6月からの予定です。

問い合わせ先

町民税務課(戸籍年金係) ☎ 52-2145

住基ネット
広がる便利な社会

納税申告

インターネットによる オンライン申請・届出のイメージ

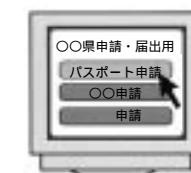
1. パソコンから行政機関へアクセス

自宅などのパソコンで、申請や届出をしたい行政機関のホームページを開きます。
パソコンにはあらかじめ必要なソフトをインストールしておく必要があります。



2. 利用したい項目を選択

利用したい申請・届出のページを開きます。
クリック



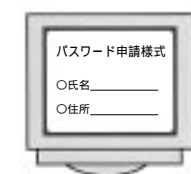
3. 必要事項を記入

申請や届出に必要な項目(氏名や住所など)を入力します。



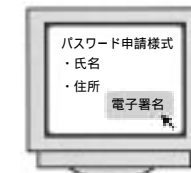
4. ICカードをセットし、暗証記号を入力

電子証明書が記録された住民基本台帳カードなどのICカードをリーダーライターにセットし、暗証番号を入力します。電子証明書は、事前に市区町村役場で申請して入手してください。



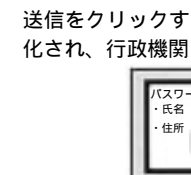
5. 電子署名をクリック

電子署名をクリックすると、ICカードとパソコン間で情報がやり取りされます。
クリック



6. 送信をクリック

送信をクリックすると、申請書、電子署名、電子証明書が暗号化され、行政機関に送られます。



7. 行政機関で受付

電子証明書の確認や申請書との照合が行われ、申請や届出が受け付けられます。

申請終了!

